平成２６年（フ）第５号
岩手県奥州市江刺区杉ノ町８番20―１号　イスタナ202号室、旧住所岩手県釜石市橋野町第８地割87番地
債務者　及川　昌秋
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４０号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目38番204号
債務者　植木　健作
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２０号
神奈川県伊勢原市串橋241番地の１
債務者　片柳　浩康
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５号
静岡県富士市広見西本町９番２号　富士紙ビル203号
債務者　髙木　千広
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２５５号
愛知県安城市安城町宮前46番地２　築山荘北―A、前住所愛知県岡崎市森越町字郷前35番地　パレーシャル郷前西Ｂ―205
債務者　丸山真奈美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
愛知県豊田市美里５丁目13番地２　L．M.豊田美里102号
債務者　佐藤　公代
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４号
京都府亀岡市下矢田町１丁目３―３、住民票上の住所京都府亀岡市大井町並河２丁目９番20号
債務者　出良　幸一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
北海道滝川市東町８丁目295番地31
債務者　佐藤　昭枝
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
北海道滝川市大町５丁目２番21号
債務者　福本　英宏
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１号
北海道岩内郡岩内町字大浜29番地の６
債務者　湯浅さとみ
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第２号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別６番地の１
債務者　小泉　照子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第３５５号
盛岡市東安庭字厚朴田66番地15　コーポエミールＡ３号、前住所盛岡市三ツ割１丁目１番１号　２階、前々住所岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田233番地５　クラシオンＢ号
債務者　浅沼　吉彦
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１号
山形県鶴岡市大広字山崎３番地１、前住所仙台市若林区南小泉字八軒小路17番地の１　第一南陽コーポ307
債務者　遠藤　誠
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１２５号
群馬県太田市細谷町1468番地１　ソレイユノース101号、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目16番10号
債務者　嶋村　登
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１２６号
群馬県太田市細谷町1468番地１　ソレイユノース101号、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目16番10号
債務者　嶋村智恵子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６号
神奈川県平塚市東真土１丁目４番６―403号　カサグランデ湘南
債務者　細野　義彰
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部